

えるぼし認定

プラチナえるぼし認定

一般事業主行動計画の内容	計画期間：2023年6月1日～2028年5月31日
	<行動期間> 2023年6月1日～2028年5月31日
	<目標> 職員の子育て支援のため、小学校就学前の子を養育する職員に対する所定外労働の免除を推進するとともに、常勤職員の時間外労働時間について月平均7時間以内を目指す。
	<取組内容> 2023年6月～ 各部署において時間外労働に繋がる業務の見直しを行う 2024年6月～ 効率的な業務運営を実践し、子供を養育する職員への定時退社の呼び掛けを行う 2025年6月～ 各部署ごとの時間外労働時間削減実績を評価し、好事例を法人内で共有する

一般事業主行動計画

我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績、育児休業平均取得期間など）	・小学校就学前の子を養育する職員からの希望があれば、可能な限り所定外労働を免除
<育児関係>	
我が社の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績など）	
<介護関係>	

「女性の活躍推進企業データベース」での公表ページはこちら

検索へ戻る

検索一覧へ戻る

サイトにバナーを貼ろう！ プライバシー・ポリシー セキュリティ・免責・リンクについて

(C)2023 Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.